

令和7年8月29日
教 育 政 策 課
公 共 建 築 課

福井特別支援学校下水管損傷事故にかかる損害賠償について

1 事案の概要等

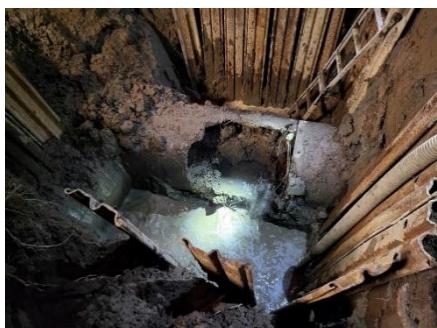
(1) 概 要

福井特別支援学校（福井市光陽3-2-33）のスクールバス車庫建築工事において、令和6年10月22日に建設地の地盤改良工事を行っていたところ、福井市の下水管を損傷し、管内部にセメント改良土が詰まって、下水が溢れ出た。

直ちに福井市において、応急復旧作業を開始し、翌日早朝に完了。工法検討の上、令和6年12月から本復旧工事を実施し、令和7年3月14日に完了した。

学校に下水管の詳細な配置図がなく、車庫建築工事の際に下水管が埋設されているという情報が施工者に共有されていなかったため、下水管の損傷に至った。このため、福井市に対して、下水道の復旧工事に要した費用の補償対応を行う。

(2) 補償の相手方 福井市上下水道事業管理者



R6. 10. 23 下水管の損傷状況



R6. 12. 18 下水管内の状況



R6. 12. 19 マンホール設置工事

2 対応

(1) 再発防止策

- ・学校敷地内の物件や埋蔵物の確実な把握および正確な引継ぎを各学校に指示。
- ・併せて、教育委員会においても、埋設物の状況について調査・把握し、学校施設の工事設計や土木部への工事発注の際に確認を行う。
- ・工事を行う土木部においても、公共工事を計画する際に、建設予定地が明示された公図や関係する登記事項証明書等により、建設に支障がない土地であるか確認を行う。

(2) 損害賠償額について

9月議会において、損害賠償額（38,708,824円）の決定および和解についての議案を提出したい。